室蘭市保存版

令和4年4月発行
令和5年4月改定

家庭用

ごみ・資源物の分け方、出し方

～みんなで守る、きれいなまち～

目次

ごみ・資源物の出し方の基本ルール…… 1
ごみの少ないまちを目指して…… 2
生ごみ処理機等の購入助成を行っています！、
旧指定ごみ袋と旧ごみ処理券が残っているときは… 3
ごみの分別と出し方
燃やせるごみ…… 4
燃やせないごみ…… 5
資源物・危険ごみ…… 6
使用済小型家電・古紙類…… 7
市では収集しないもの…… 8

ごみ・資源物の出し方の基本ルール

収集日の朝8時までに、ごみステーション・資源ステーションに出しましょう。収集日は「家庭系ごみ収集カレンダー」※で確認してください。

また、指定ごみ袋・ごみ処理券以外で出されたごみや分別されていないごみは収集しません。

※広報むろらん3月号の折り込みや、市ホームページに掲載しているほか、公共施設などにも設置しています。

ごみの分別方法や収集日の確認に室蘭市LINEをご利用ください

【登録方法】

LINEアプリで「室蘭市公式アカウント（@muroran-kujiran）」を検索！または、右の二次元コードを読み取り、「友だち追加」をタップ！

室蘭市LINEの便利な機能

○ごみの分別検索

①市LINEメニュー左下のキーボードボタンをタップ

②捨てたいごみの名称を入力して送信

ごみの分別方法が回答されます！

○ごみの収集日のお知らせ

①市LINEメニュー「くらし」の右下「受信設定」をタップ

②「ごみ収集日受信設定」をタップ

③「お住いの地域」、「ごみの種類」、「通知時間」を回答

選択した通知時間にお知らせが届きます！

不法投棄・野外焼却は絶対にしない！

ごみの不法投棄や野外焼却（野焼き）をした場合、5年以下の懲役、または、1千万円以下の罰金、もしくは、その両方が科せられます。

ごみステーションはみんなで管理

必要に応じて、ネットやカラスよけを設置し、ごみの飛散防止に努めましょう。また、ごみステーション周辺の清掃や除雪は、利用する皆さんで協力して行いましょう。

収集日に出せないときの処分方法

○メルトタワー21に直接搬入する

石川町22-2　☎59-0705

受付時間 8:30～17:00

※日曜日は「燃やせるごみ」のみ受け入れ。

○収集運搬許可業者に依頼する（有料）

・道南清掃（株）
東町3-2-11　☎43-5580

・（有）道南クリーンセンター
高平町1-19　☎55-5083

・三協清掃（株）
日の出町2-18-2　☎41-5071

ごみの少ないまちを目指して　～みんなで取り組む5R～

市では、循環型社会の形成のため**5つのR＝5R（ごあーる）**を推進しています。

日頃から5Rを意識し、ごみの減量やリサイクルを心掛けましょう。

優先順位

1. **Refuse（リフューズ）**➡不要なものはもらわない、買わない、断る
2. **Reduce（リデュース）**➡ごみを減らす
3. **Reuse（リユース）**➡繰り返し使う
4. **Repair（リペア）**➡修理して長く使う
5. **Recycle（リサイクル）**➡再生利用・再資源化

ごみの減量方法

■ 家庭編

●生ごみの水を切る

●資源物として分別する

●食品ロスを減らす

・食材を買いすぎない
・食事を作りすぎない
・食事を食べきる

●詰め替え商品を利用する

●電動生ごみ処理機やコンポストを使う

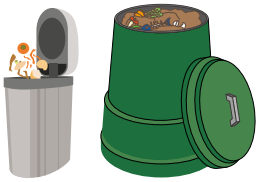

●フリーマーケットやリサイクルショップを利用する

■ 外出編

●外食では食品ロスを減らす

・料理を頼みすぎない
・料理をおいしく食べきる
・残してしまった料理は
　お店に相談して持ち帰る

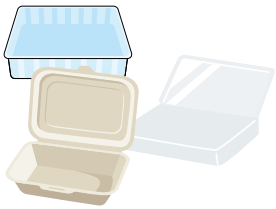

●職場では印刷用紙を工夫する

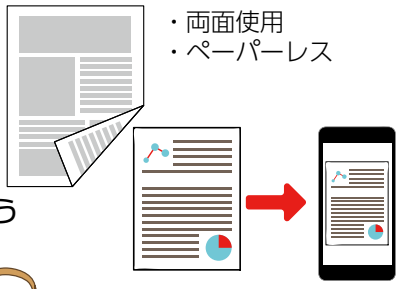

・両面使用
・ペーパーレス

●買い物では過剰包装を断る

●マイバッグを使う

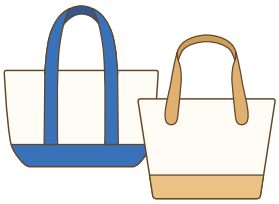

「地元の掲示板ジモティー」を活用して不要品のリユースを！

不要になった家具類や家電製品を、近くで必要としている人がいるかもしれません。
ごみとして捨てる前にジモティーを活用して、不要品の引き取り手を探してみましょう！

室蘭市 MURORAN CITY × ジモティー

パソコン、スマートフォンにてWEBサイトから利用可能です
地元の掲示板ジモティー　https://jmty.jp

生ごみ処理機等の購入助成を行っています！

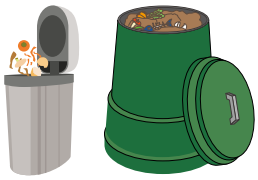

ご家庭でのごみ減量を支援するため、生ごみ堆肥化容器（コンポストなど）や、電動生ごみ処理機の購入費用の2分の1を助成しています（上限あり）。

【注意】助成額が予算額に達した場合、受け付けを締め切ります。
また、申請は受付期間が決まっています。詳細は市ホームページでご確認ください。

助成条件

・市内に在住していること
・令和4年度以降に本助成を受けていないこと
・市のアンケートにご協力いただけること

利用者の感想

・肥料として活用できる！
・生ごみが臭わなくなった！
・小さなごみ袋で済むので
　ごみ袋代が節約できた！
　など

助成額

購入費用（税込）の2分の1
　ただし、生ごみ堆肥化容器は百円未満切捨て（上限　2,000円）
　　電動生ごみ処理機は千円未満切捨て（上限20,000円）

利用の手順

1．「交付申請書」を環境課に提出する（提出方法：持参、メール、ファクス、簡易申請）
2．「助成金交付決定通知書」が届く
3．「登録店」で製品を購入する（助成金交付決定通知書、受領証、委任状の持参が必要）
4．後日、送られてくるアンケートに回答する

簡易申請は
こちら

旧指定ごみ袋と旧ごみ処理券が残っているときは…

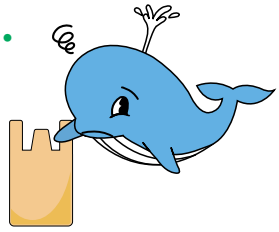

旧指定ごみ袋や旧ごみ処理券がお手元に残っている場合は、必要な金額分の差額券を貼ってご使用ください。
※袋の種類によって出せるごみが、袋の容量によって必要な差額が異なります。

令和7年（2025年）3月31日まで

燃やせるごみの袋 だいだい（オレンジ）色		「燃やせるごみ」のみ	10ℓ→10円分 20ℓ→20円分 30ℓ→30円分 40ℓ→40円分
プラスチック製容器包装の袋 さくら（ピンク）色			
燃やせないごみの袋 わかくさ（グリーン）色		「燃やせないごみ」のみ	
ごみ処理券 青色		（袋に入りきらない） 「燃やせないごみ」のみ	80円分 （40円券2枚など）

令和7年（2025年）4月以降は使用できません。
等価または差額納付により、新指定ごみ袋や新ごみ処理券と交換を予定しています。

●ごみの分別と出し方

指定ごみ袋

ごみは指定ごみ袋に入れて出してください！

- 収集日の朝8時までにごみステーションへ
- ごみの飛散防止のため、袋の口を縛る
- ごみが指定ごみ袋からはみ出す場合は、ごみ処理券を貼って燃やせないごみとして出す
- 燃やせるごみと燃やせないごみを混合せず、それぞれ別の指定ごみ袋に入れる

区分		料金
指定ごみ袋	10ℓ	300円/10枚
	20ℓ	600円/10枚
	30ℓ	900円/10枚
	40ℓ	1,200円/10枚
ごみ処理券		240円/枚

燃やせるごみ　週に2回　有 料　指定ごみ袋

長い辺が50cm以内の燃やせるもの

紙類、布類、ゴム・ビニール類、衣服、プラスチック製品、刈草、CD・DVD、ビデオテープ、カイロ、乾燥剤、プラスチック製容器包装　など

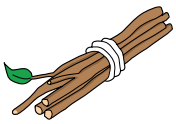

木の枝➡直径3cmまで（長さを50cm以内に切りまとめて）

食用油➡紙にしみこませて または、凝固剤で固めて

生ごみ・貝殻
➡生ごみは水切りなど減量してから出す
電動生ごみ処理機・コンポストの購入費の助成は P3へ

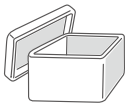

発泡スチロール➡1辺が50cm以内のもの

注意して出すもの

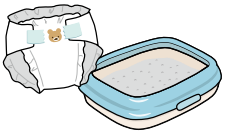

紙おむつ、猫砂➡汚物はトイレに流してから出す
※汚物がある場合は収集しません。
※猫砂は「燃やせるごみ」として出せる表示があるものに限ります。

少量の液体（灯油や液体洗剤、ペンキなど）➡布に染みこませて、「燃やせるごみ」として出す

花火・マッチ➡水に浸し発火しないようにして出す

資源物

空き缶、空きびん、ペットボトル

古紙類

紙パック、雑誌類、新聞紙、ダンボール

無料回収しています。
詳しくは P5～P7へ

ごみステーションに出せないもの

●危険ごみ

スプレー缶類、ライター類、電池類
燃やせないごみとしては収集しません

詳しくは「危険ごみ」のページへ P6へ

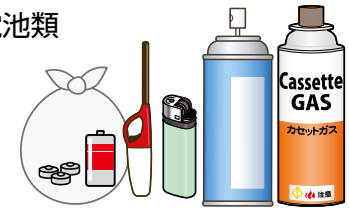

ごみを出すときの注意事項

・朝8時以降に出されたごみは、収集されない場合があります。
・ごみの分別がされていないなど、収集できない場合は赤色の「啓発シール」を貼ります。
　この場合は、適切に分別した上で次回の収集日にごみを出してください。

ごみが収集されないときは？

☑ 朝8時までにごみステーションに出しましたか？
☑「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を同じごみ袋に入れて出していませんか？
☑「危険ごみ」や「市では収集しないもの」を出していませんか？
☑ ごみ袋からごみが飛び出していませんか？
☑ 指定ごみ袋以外の袋やダンボールなどにごみを詰めて出していませんか？

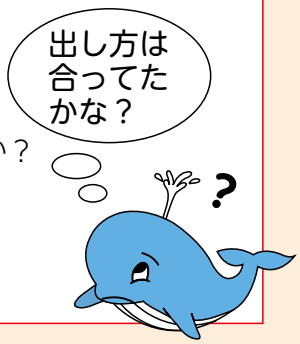

燃やせないごみ　月に1回　有料　指定ごみ袋、ごみ処理券

燃やせないもの または **長い辺が50cmを超え、200cm以内のもの（燃える材質でも）**

指定袋に入りきらない大きなごみ（テーブルなど）は、

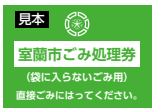

ごみ処理券を、直接ごみに貼って出しましょう！

長い辺が200cmを超えるときは…
・条件に合うサイズに切断、解体
・収集運搬許可業者に相談 P1へ

ごみステーションのそばに置いてください。ごみ処理券はごみ1点につき、1枚貼ってください。

金属製品、家具、ポリタンク、スポーツ・レジャー用品、屋内用灯油タンク（90ℓまで）、自転車　など

ガラス製品、せともの
電球、蛍光灯、刃物
➡新聞紙などに包んで

寝具、じゅうたん
➡畳（たた）んで紐（ひも）などで十字に縛って

燃やせないごみの日に収集しているもの　無料

紙パック➡すすいで開いてから紐（ひも）で縛って出す

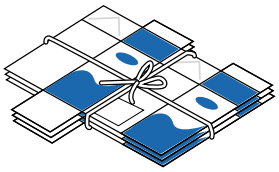

水銀使用製品
➡透明な袋に「水銀」と記載して出す

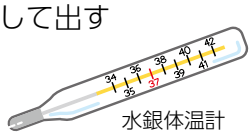

使用済小型家電

無料回収もあります。
詳しくは P7へ

事前連絡の必要なごみ

➡ごみを出す前に環境課までご連絡ください

●家電リサイクル法対象製品

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

処分方法は P8へ

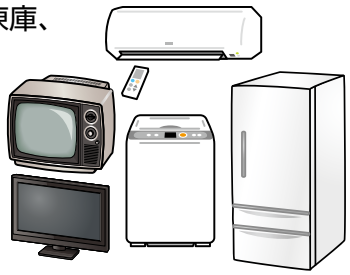

●市では収集しないもの

消火器、プロパンボンベ、タイヤ、車のバッテリー、車両パーツ、薬品、ピアノ、ブロック・レンガ、パソコン、モニター　など

処分方法は P8へ

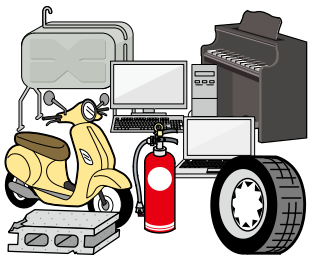

資源物（空き缶・空きびん・ペットボトル）

2週に1回

無料

資源ステーションに専用容器を設置します。
容器は収集日の前日の夕方までに設置されるので、収集日の朝8時までに、以下の点に注意して出してください。

空き缶（アルミ缶・スチール缶）

中をすすいで、缶はつぶさずに青色の容器へ

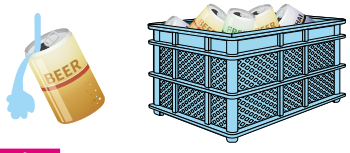

対　象

- ジュースやアルコールなどの飲料缶
- 缶詰などの食用缶
- お菓子やミルクなどの缶

対象外

- 汚れのひどい缶
- 油分のついた缶
- 食用缶のフタで本体から切り離したもの
  ➡「燃やせないごみ」へ
- 卓上ガスボンベなどのスプレー缶
  ➡「危険ごみ」へ

空きびん

中をすすいで、「無色透明」「茶色」「その他の色」に分けて黄色の容器へ
※プラスチック製のキャップは「燃やせるごみ」へ
※金属製のキャップは「燃やせないごみ」へ

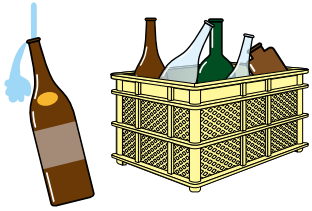

対　象

- 飲料用、調味料のびん

対象外

- ガラス類、食器類、化粧品のびん、油分のついたびん
  ➡「燃やせないごみ」へ

ペットボトル

キャップとラベルは外して「燃やせるごみ」へ（外しにくい場合は、そのままでも構いません）
中をすすいで緑色のネットへ

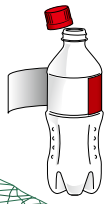

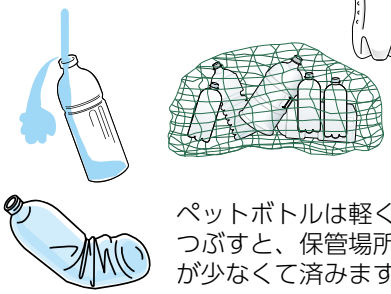

ペットボトルは軽くつぶすと、保管場所が少なくて済みます

対　象

- 「ペット」マークの容器（例：飲料用、酒類、本みりん、しょうゆなど）

対象外

- 「プラ」マークの容器（例：洗剤容器）
- 工作などで加工したボトル
- 農薬や薬剤が入っていたボトル
  ➡「燃やせるごみ」へ

お願い　容器にはビニール袋などの資源物以外のごみは入れずに、必ず持ち帰ってください。リサイクルの妨げとなるため、空き缶などの資源物にタバコの吸い殻などの異物は入れないでください。

危険ごみ（スプレー缶類・ライター類・電池類）

無料

月に1回（毎月最初の資源物の収集日）

資源ステーションに専用容器（赤色の容器）を設置します。容器は収集日の前日の夕方までに設置されるので、収集日の朝8時までに、以下の点に注意して出してください。

スプレー缶類

卓上ガスボンベ、整髪料、殺虫剤、塗料など
➡中身を使い切って、穴を開けずに出す

ライター類

使い捨てライター、電子ライター、オイルライター、ターボライターなど
➡中身を使い切って出す

電池類

乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、製品から取り外しができる充電池など
➡透明な袋に入れて出す

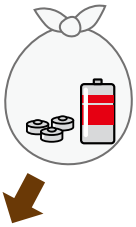

≪電池類の対象外のもの≫

- 製品から取り外しができない充電式電池
  ➡例）電子タバコ、スマートフォンなど…「使用済小型家電」回収ボックスへ
  詳しくは P7へ

- 車やオートバイ用のバッテリー
  ➡市で収集しません
  詳しくは P8へ

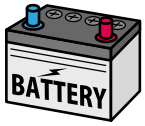

注意　危険ごみの分別収集は、**ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故防止のため**に行っています。
燃やせないごみとして出された場合、その袋は収集しません（赤色の「啓発シール」を貼ります）。
出した人は、持ち帰り、正しく分別してから次回の収集日に出してください。

使用済小型家電

○小型家電回収ボックスで回収 無料

投入口（30㎝×30㎝）に入る大きさのものが対象です。家電製品は箱や袋には入れず、下記に設置している小型家電回収ボックスに投入してください。

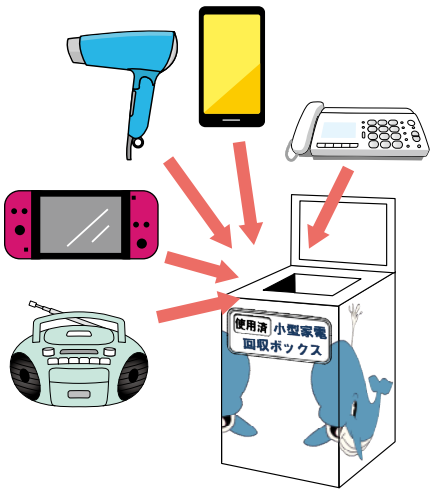

・市役所本庁舎	幸町1-2
・道の駅「みたら室蘭」	祝津町4-16-15
・市民会館	輪西町2-5-1
・中小企業センター	東町4-29-1
・ＦＫホールディングス 生涯学習センターきらん	中島町2-22-1
・サンライフ	港北町1-6-2
・白鳥台ショッピングセンターハック	白鳥台5-1-4
・室蘭工業大学生活協同組合パレット	水元町36-8

※各施設の開館時間内にお持ち込みください。

○清掃事業所で回収 無料

※平日8時45分～17時

小型家電回収ボックスに入らない大きさのものが対象です。家電製品は箱や袋には入れず、清掃事業所に設置している大型用回収かごに投入してください。

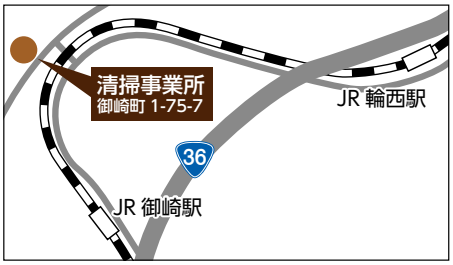

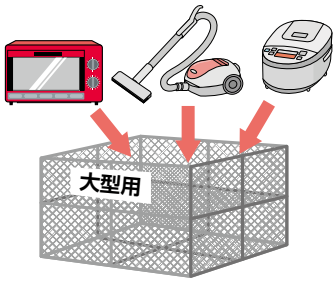

ご注意ください

パソコンや携帯電話など個人情報を含む機器は、必ず機器の初期化やデータの消去を行ってください。

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、ブラウン管式モニター、液晶ディスプレイ、マッサージチェアは対象外です。

処分方法は P8へ

○家電量販店への持ち込み 有料

市内の家電量販店でも、使用済小型家電の回収を行っています。回収品目により料金が異なりますので、実施店舗にご確認ください。

実施店舗

ヤマダデンキテックランド室蘭店　中島町1-25-1

※一部の品目は、無料で回収しています。

○宅配便による回収 有料

室蘭市は、リネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、宅配便による使用済小型家電の回収を行っています。また回収品目にパソコン（一部を除く）を含む場合、無料でご利用いただけます。

詳細は、ホームページ（https://www.renet.jp/）でご確認ください。

古紙類（新聞・雑誌・ダンボール） 無料

○地域に資源回収を実施している団体がある場合

お住まいの地域によって、町内会・自治会・老人クラブ・学校ＰＴＡなど資源回収に取り組んでいる団体があります。直接お問い合わせいただき回収にご協力をお願いします。また、市では活動団体に奨励金を交付しています。

○お近くに資源回収を実施している団体がない場合

清掃事業所や市内のセイコーマートでも、直接持ち込みいただければ受け付けます。

※セイコーマートで回収できるものやサイズは、セイコーマートのホームページ（https://www.seicomart.co.jp/）で確認してください。

※持ち込むときは、紐（ひも）などで十字に縛ってください。

市では収集しないもの

ごみステーションに出せないもの

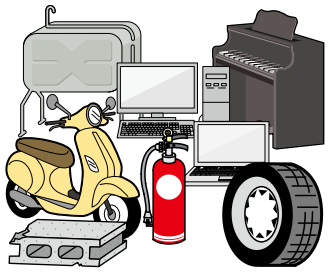

消火器（※1）、プロパンボンベ、タイヤ、車やオートバイ用のバッテリー、車両パーツ、廃油、薬品の入った容器、屋外用ホームタンク、ピアノ、オートバイ・スクーター（※2）、ブロック・レンガ・コンクリート、パソコン、モニター　など

販売店・専門業者または収集運搬許可業者に相談を！ P1へ **詳細は、市ホームページで確認してください。**

※1　消火器特定窓口のホームページを確認……HPhttps://www.ferpc.jp/
※2　二輪車リサイクルコールセンターに相談…☎050-3000-0727

家電リサイクル法対象製品

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

処分方法　以下のいずれかの方法で処分してください。

○販売店・家電回収協力店に依頼する
買い替えの場合……商品を購入する販売店
処分するだけの場合……購入時の販売店
購入時の販売店が不明の場合……家電回収協力店
※依頼の際は事前にメーカー・型式をご確認ください。
※家電回収協力店は市ホームページで確認できます。
※料金は家電回収協力店にご確認ください。

○指定引取場所に自ら持ち込む
郵便局で家電リサイクル券を購入し以下の場所へ運ぶ

- **(株)鈴木商会　道南支店　室蘭事業所**
  東町3-1-9　☎44-2073
- **エア・ウォーター物流(株)　室蘭営業所**
  港北町1-25-35　☎55-7121

○収集運搬許可業者に依頼する P1へ
家電リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。（家電リサイクル券も取り扱っています）

家電リサイクル料金の確認は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ（https://www.rkc.aeha.or.jp/）または電話（0120-319640）で確認できます。

パソコン

回収方法

○各メーカーへ直接回収を依頼する
回収先のないパソコンやメーカーの問い合わせ先などは、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ（https://www.pc3r.jp/）または電話（03-5282-7685）で確認できます。

○使用済小型家電回収を利用する　詳しくは P7へ

ごみの分別・収集で分からないことがあれば環境課まで

室蘭市生活環境部環境課
（土・日曜日、祝日除く8:45～17:15）
〒051-8511 室蘭市幸町1-2　☎22-1481　FAX22-7148
HPhttp://www.city.muroran.lg.jp/main/kurashi/gomi.html